

第15号議案

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱
規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第一条中「規定する学校」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園」を加える。

第二条第四項第六号中「幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和五十三年四月特別区人事委員会規則第十六号）の規定により、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校及び<u>文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園</u>をいう。以下同じ。）に勤務する学校職員が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により、区立学校に勤務する教員等が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 （略） 2～3 （略） 4 この規程において「教育に関する兼職等」とは、次の各号に掲げる場合をいう。 一～五 （略） 六 教員等のうち、文京区立小学校の校長が、<u>文京区立幼稚園及び文京区立幼稚園型認定こども園の園長の職を兼ねること。</u> 七 （略） 第三条～第十四条 （略） 付 則 <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u>	（趣旨） 第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和五十三年四月特別区人事委員会規則第十六号）の規定により、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校をいう。以下同じ。）に勤務する学校職員が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により、区立学校に勤務する教員等が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 （略） 2～3 （略） 4 この規程において「教育に関する兼職等」とは、次の各号に掲げる場合をいう。 一～五 （略） 六 教員等のうち、文京区立小学校の校長が、<u>文京区立幼稚園の園長の職を兼ねること。</u> 七 （略） 第三条～第十四条 （略）